

新宿区個人情報保護管理運営会議（第9回）概要

開催日時・場所

令和8年1月15日（木） 午前10時00分～午前10時30分
本庁舎3階 庁議室

出席会員等

寺田副区長（会長）、総合政策部長（副会長）、総務部長、地域振興部長、文化観光産業部長、福祉部長（代理）、子ども家庭部長、健康部長、みどり土木部長、環境清掃部長、都市計画部長、会計管理者、監査事務局長、教育委員会事務局次長、総合政策部区政情報課長、情報戦略課長

《 議事概要 》

1 審議内容

新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱第3条第3号に掲げる事項

【審議事項】

- (1) L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）
⇒ 承認
- (2) クラウドストレージサービス（Box）の利用に係る外部結合について
⇒ 承認
- (3) 地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる無料公衆無線LAN環境の運用保守業務の委託等について（施設の追加）
⇒ 承認
- (4) 新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係る支給対象者データベースの構築等について（令和7年度低所得者等支援）
⇒ 承認
- (5) 多言語化対応システムの利用に係る外部結合について
⇒ 承認
- (6) 新宿区立新宿スポーツセンターにおける指定管理者制度の導入について（情報項目の変更）
⇒ 承認
- (7) アニメ等を活用した区立文化施設・文化財等回遊促進事業における抽選プレゼント企画に係る業務の委託について
⇒ 承認
- (8) 財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットの利用に係る外部結合について
⇒ 承認
- (9) 財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットの利用に係る外部結合について
⇒ 承認
- (10) 物価高対応子育て応援手当支給事業に係るシステム改修等について
⇒ 承認

【サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する者からの主な助言】

運用上及びシステム上の情報保護対策について、サイバーセキュリティに関する専門的な立場から、以下のような助言を受け、反映した。

- ・クレジットカード情報を利用することから、組織的・人的・物理的・技術的対策が十分であるか規定を含めて確認すること。内部監査を定期的に行い、業務がおざなりにならないように常に見直すこと。不要になったデータ（退職等）は速やかに廃棄すること。
- ・対象となる認証情報として SNS アカウントを利用することを想定されていると思うが、SNS アカウントで認証を実施する場合にはソーシャルログインを採用する必要があるため、下記のブログのようにソーシャルログイン方法についての懸念点を記したものを事前に読み込みつつ、対応を検討すること。

【発言】

- ・審議事項（5）について

- ・会長（寺田副区長）： 利用者が入力した音声情報や翻訳結果の内容は、処理後にシステム内に保存されることはないのか。

- ・区政情報課長： 今回導入する音声認識・翻訳システムでは、学習機能を搭載していないため、音声データや翻訳結果は保存されない仕様となっています。処理はリアルタイムで行われ、必要な翻訳が完了した時点で音声情報は速やかに破棄されます。また、通信は暗号化され、外部からの不正アクセスを防ぐためのセキュリティ対策が実装されており、翻訳結果を第三者が閲覧・取得できないようになっています。

- ・審議事項（7）について

- ・会員： プレゼント抽選に応募するときには Google フォームで回答するのに、当選者が申請するときには LoGo フォームで回答するのはなぜか。どちらも同じフォームで回答すれば良いのではないか。

- ・区政情報課長： 本事業については、当初「①プレゼント抽選への応募時」と「②当選者の申請時」の両方で Google フォームを使用することを想定していました。しかし、Google フォームについては、情報セキュリティアドバイザーから、「Google フォームの設定ミス等により漏えい起きる可能性があるため注意すべき。」等の指摘をいただいたことから、当選者の氏名・住所の情報を入力する「②当選者の申請時」については、強固なセキュリティが担保されている LoGo フォームで申請を受け付けることとしました。

あわせて、「①プレゼント抽選への応募時」にも LoGo フォームを使用することも検討しましたが、本来 LoGo フォームアカウントは、区が使用することを原則としているほか、費用も発生するため、事業者に使用させることは例外的な対応となります。このため、大量の申請が見込まれる「①プレゼント抽選への応募時」は Google フォーム、当選者のみ

しか使用しない「②当選者の申請時」には Logo フォームで申請を受け付ける、という役割分担をしています。

なお、メールアドレスから特定の個人を識別できる場合、そのメールアドレスは個人情報に該当するため、抽選応募時は、メールアドレスの入力が必要であることを応募フォームや応募規約に明記したうえで、本人同意のもとで収集するようにいたします。